吹田市地域自立支援協議会の概要

●目的　…　障がい者等への支援体制等に関する課題について協議し、包括的なネットワーク体制の充実を図ること。

●協議・検討する内容　…
①支援体制に関する課題の整理、共有及び構築に関すること。
②関係機関等の連携強化、包括的なネットワークの構築に関すること。
③障がい者相談支援事業の事業運営に関する評価・活動状況等に関すること。
④障がい福祉サービス事業所の運営及び活動等に関すること。
⑤協議会の目的達成に必要な事項。

地域会議

●目的(協議・検討する内容)

1 地域課題の抽出を行うこと。
2 関係機関等のネットワーク体制の整備(情報共有・相互連携)を行うこと。
3 社会資源の現状分析や評価等を行うこと。

※構成員は、「地域」の「障がい者相談支援センター」と「障がい福祉室」にて、議題に応じて参加して頂く関係機関等を選定し、参加依頼を行います。

地域の課題や解決策等の報告

運営事務局会議

●目的(協議・検討する内容)

1 全体会の運営について必要な整理等を行うこと。
2 地域課題から抽出された地域課題内容の勘案、必要な整理等を行うこと。
3 必要に応じて専門部会の設置検討を行うこと。
4 障がい者相談支援事業所の事業運営に関する評価・活動状況等に関すること。

※構成員は、「地域会議の代表者」・「障がい者相談支援センター」・「障がい福祉室」となります。

地域の課題や解決策等の報告

全体会議

●目的(協議・検討する内容)

1 「運営事務局会議」・「地域会議」・「専門部会」「当事者会」から「吹田市地域自立支援協議会」で協議・検討する４つの事項に係る課題や解決策等について報告を行わせ、情報共有を行い、関係機関の連携強化を図ること。

2 必要に応じて「吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会」に共有を行うこと。

※構成員は、・「当事者及び家族」・「障がい福祉サービス事業者」・「福祉関係団体」・「就労支援関係者」・「学校関係者」・「医療関係者」・「警察及び消防」・「司法関係者」・「行政機関」となります。

地域の課題や解決策等の情報共有

吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会

福祉計画の策定・変更時に意見を求める

参加依頼・意見を求める

参加・意見を述べる

後方支援

課題・解決策の報告

調査・研究の指示

調査・研究結果や進捗状況の報告

当事者会

●目的(協議・検討する内容)

1 地域会議及び専門部会と連携を図ること。
2 地域の障がい者等との連携を図ること
(障がい者等とのネットワーク作りに関すること)
3 障がいに関する理解啓発の取組を行う。

※構成員は、公募によって選定された「障がい者等及びその家族」となります。

意見を述べる

意見を求める

専門部会

●目的(協議・検討する内容)

1 「吹田市地域自立支援協議会」で協議・検討する４つの事項の特定事項について調査・研究を行うこと。

※構成員は、調査・研究対象と関連する関係機関等・「障がい福祉室」・「障がい者相談支援センター」となります。

参考資料2